第7回日米豪閣僚級戦略対話 (TSD) 共同ステートメント (仮訳) 2017年8月7日 マニラ, フィリピン

2017年8月7日、豪州のジュリー・ビショップ外務大臣、日本の河野太郎外務大臣及び米国のレックス・ティラソン国務長官は、フィリピンのマニラにおいて第7回日米豪閣僚級戦略対話(TSD)を開催した。

閣僚は、法の支配に基づく、自由で、開かれた、平和で、安定し、民主的で、繁栄した、アジア太平洋及びインド洋地域並びに世界を確保する上での日米豪による三か国間の戦略的パートナーシップの重要性を再確認するとともに、この目標を達成するための調整及び協力を更に深めていくことへの永続的なコミットメントを改めて表明した。閣僚は、強固な米豪同盟及び日米同盟を基礎とするパートナーシップは、ルールに基づく国際秩序、国際法の尊重、開かれた経済及び紛争の平和的解決を含む共通の利益及び価値という揺らぐことのない基盤に支えられたものであることに留意した。

閣僚は、北朝鮮による、核兵器計画の不法な追求、及び2017年7月4日 及び同月28日の大陸間弾道ミサイルの発射を含む、昨年からのいまだかつて ないほどの弾道ミサイル関連活動を最も強い言葉で非難した。これらの行動は、 累次の国連安保理決議の明白な違反であり、北朝鮮がますます地域の安定及び 世界の安全に対して新たな段階の脅威となっていることを明確に示している。 この観点から、閣僚は、北朝鮮による特定品目の輸出を全面的に禁止する国連 安保理決議第2371号が8月5日に全会一致で採択されたことを歓迎した。 閣僚は、国際社会に対し、北朝鮮の体制及びその不安定化させる行動によりも たらされる大量破壊兵器の脅威に対処するため、国連安保理決議を厳格に履行 し、追加的な外交的及び経済的措置を課すとともに、北朝鮮に現在の脅迫的か つ挑発的な方針を放棄し、非核化に向けた措置を直ちにとるよう強く求めるべ く更に取組を進めるよう求めた。閣僚は、北朝鮮に対する各国独自の強力な制 裁措置へのコミットメントを再確認するとともに、北朝鮮の大量破壊兵器拡散 のネットワークを探知し断ち切るための輸出管理の分野を含め、これらの制裁 及び能力構築の取組について連携する。閣僚はまた、ASEAN加盟国が北朝 鮮への圧力を最大化するよう強く求めた。閣僚は、北朝鮮に対し、関連する国 連安保理決議及び2005年9月の六者会合共同声明を即時に、かつ、完全に 履行するよう求めた。閣僚はまた、北朝鮮に対し、組織的な人権違反及び侵害 を止めるとともに、日本の拉致被害者及び米国市民を含む北朝鮮に拘束されて いる全ての外国人を即時に解放するよう求めた。

閣僚は、ルールに基づく秩序を維持することの重要性を強調し、全ての国に対し、航行及び上空飛行の自由並びにその他の国際的に適法な海洋の利用を尊重するよう求めるとともに、三か国は、国際法により認められる場所であればどこであっても、飛行、航行及び活動を継続することを改めて表明した。

閣僚は、南シナ海における海洋紛争への深刻な懸念を表明した。閣僚は、現 状を変更し、緊張を高め得る威圧的な一方的行動に対して強い反対を表明した。 この観点から、閣僚は、南シナ海の関係当事者に対し、埋立て、拠点の構築、 係争のある地形の軍事化及び、境界未画定海域における海洋環境に恒久的な物 理的変更をもたらす一方的行動を自制するよう強く求めた。閣僚は、全ての関 係当事者に対し、国連海洋法条約(UNCLOS)に反映されている、海洋に 関する国際法に従って海洋に関する主張を行い、及び明確にするとともに、国 際法に従って紛争を平和的に解決するよう求めた。閣僚は、2016年のフィ リピン及び中国の間の仲裁裁判における仲裁裁判所の判断は最終的かつ両当 事国を法的に拘束するものであることから、中国及びフィリピンに対し、当該 判断を遵守するよう求めた。閣僚は、南シナ海における海洋紛争を平和的に解 決するための関係当事者間の取組における関係当事者間の議論に際してのU NCLOSの下での紛争解決レジーム及び当該仲裁判断の重要性に留意した。 閣僚は、ASEAN加盟国及び中国に対し、2002年の南シナ海に関する行 動宣言(DOC)を完全かつ実効的に実施するよう強く求めた。閣僚は、発表 された南シナ海における行動規範(СОС)の枠組みに関する合意を認識した。 さらに、閣僚は、ASEAN加盟国及び中国に対し、COCが適時に最終化さ れ、また、COCが、法的拘束力があり、有意義な、実効的でかつ国際法に整 合的なものとなることを確保するよう強く求めた。

閣僚は、東南アジアにおける海洋安全保障及び海上安全のための能力構築に関する三か国間の協力の進展を歓迎した。閣僚は、地域のニーズに関して現在行われている情報交換及び対話を通じ、この様な協力を前進、拡大することを決意した。閣僚は、それぞれの支援プログラムの連携を継続し、将来的により緊密に連携可能な方途を特定することへの三か国のコミットメントを改めて表明した。

閣僚は、東シナ海における現状を変更し緊張を高め得るあらゆる威圧的又は 一方的な行動に対して強い反対を表明した。また、閣僚は、同地域の状況の推 移について引き続き緊密に意思疎通を行う。

閣僚は、テロ及び暴力的過激主義対策のために協力する方途に関して議論した。閣僚は、連携及びプログラム形成を強化するためのテロ対策に特化した三

か国間の戦略対話へのコミットメントを再確認した。閣僚は、グローバル・テロ対策フォーラム及び対ISIS連合といった地域的及び多国間の機関への関与を高めることの重要性に留意した。閣僚は、「コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金」及び「暴力的過激主義防止のための国連事務総長行動計画」への支持を表明し、その実施を求めた。閣僚は、国内避難民への支援並びに、ソフトターゲットの防護及びテロ資金対策に関する連携を継続することを決意した。閣僚はまた、国際刑事警察機構(INTERPOL)によって提供されるもの等、現行の情報共有メカニズムを支持し、強化することを決意した。閣僚は、それぞれの支援プログラムを連携させることを継続し、また、将来にわたって協調するための方途を特定することに対するコミットメントを改めて表明した。閣僚は、フィリピンのマラウイにおける、ISISに関連のある組織による最近の攻撃、人命の喪失及び地元住民の強制退去に関し懸念を表明した。閣僚は、こうしたテロ活動に対抗するための地域における協力を高めていくことを強く求め、これらの取組への継続した支援を約束した。

閣僚は、サイバーセキュリティを進展させることの重要性を強調するとともに、既存の国際法の適用、平時におけるサイバー空間の国家の責任ある行動に関する自発的でかつ拘束力のない規範の遵守、調整された能力構築プログラムによって支えられた信頼醸成措置の実施に基づく国際的なサイバーの安定に向けた戦略的枠組みへの支持にコミットした。閣僚は、2015年の国際安全保障の文脈における情報及び電気通信分野の進歩に関する国連サイバー政府専門家会合の報告書において勧告された、国家の責任ある行動に関する自発的でかつ拘束力のない規範の運用を促進することに対する相互のコミットメントを確認した。閣僚は、加盟国間のサイバー協力を前進させるための専門の国際フォーラムとして、情報通信技術(ICT)及びその使用の安全に関する新たなASEAN地域フォーラム会期間会合(ARF ISM on ICTs)の設立を支持した。

閣僚は、ASEANの50周年を祝い、アジア太平洋の地域的枠組みの発展においてASEANが果たしてきた中心的役割及び同地域の安定と繁栄に対するASEANの貢献に留意した。閣僚は、とりわけ、東アジア首脳会議(EAS)といったASEANを中心とする地域機構の強化に共に取り組むことを決意した。閣僚は、政治的及び戦略的課題に取り組むための地域における首脳主導のプレミア・フォーラムとしてのEASの価値を強調し、EAS10周年記念クアラルンプール宣言に沿ってEASを強化することの重要性を改めて表明した。

閣僚は、太平洋島嶼国が直面する複雑な課題を認識し、経済的な強靱性、持続可能な開発及び地域の平和と安全を推進するため、三か国で一層協力することの重要性を強調した。

閣僚は質の高いインフラ発展等を通じた、自由で開かれたシーレーンの確保や、地域連結性の強化の重要性を確認した。

閣僚は、強く持続可能な成長及び繁栄を促進するため、グッド・ガバナンス、 法の支配及び人権への支援を含め、相互に、また、パートナーと共に引き続き 緊密に協働することを決意した。

(了)